

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月23日（平成28年（行情）諮問第178号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第442号）

事件名：特定自動車道間の特定地接続の有効性が記載された文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年9月16日付け国関整総情第1263号-6により関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

資料の開示を請求したのではない。

特定地A接続を検討した議事録を開示請求したのであり、また、ルート
の接続点を決めた議事録が「なし」とは思えない。

(2) 意見書

審査請求人から平成28年4月17日付け（同月28日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、本件請求文書の開示を求めたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示

決定（原処分）を行った。

- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、本件対象文書のほか本件請求文書に該当する文書を保有しているはずであると主張する旨の審査請求を提起した。

2 中部横断自動車道について

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る延長132kmの高速自動車国道である。

当該道路は、新東名高速道路をはじめ、中央自動車道、上信越自動車道と接続されることで、太平洋側と日本海側の連携・交流が強化され、広域的なネットワークによる物流体系の確立や、広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与するものと期待されている。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、中央自動車道と中部横断自動車道を接続するに当たり、中央自動車道の分岐部について、特定地A案と他の地点案を比較検討した資料である。

なお、本件対象文書において、分岐部を比較検討した結果、特定地A案を採用することが妥当であると記載されている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

- (1) 本件開示請求に係る開示請求書の内容によれば、本件請求文書は、中央自動車道と中部横断自動車道の接続地を特定地Aとすることの有効性が記載された議事録等の書類全ての文書であると認められる。

- (2) 処分庁に対し、原処分における文書特定の間考え方を確認したところ、特定地A接続の有効性についての国土交通省内での議論について、議事録は保有していないものの、中央自動車道と中部横断自動車道の接続地を検討した際の検討資料である本件対象文書を保有していたので、本件請求文書として特定したとのことであった。

- (3) 諮問庁として、特定地接続の有効性を議論した会議等がなかったか確認したところ、中部横断自動車道のような国土開発幹線自動車道の接続地を決定するためには、国土開発幹線自動車道建設審議会（以下「国幹審」という。）の議を経て決定する必要がある、したがって、中部横断自動車道（特定区間）の接続地を決めるために行われた会議は国幹審であり、当該接続地を決定したのは平成8年12月27日に開催された第30回国幹審であるが、国幹審の議事録の作成のような庶務等の業務については国土交通省道路局が担当しており、関東地方整備局において行われていないため、議事録は作成していないとのことであった。また、処分庁が国土交通省道路局に対して議事録の有無について確認したところ、第30回国幹審の議事録は国土交通省文書管理規則（平成13年国土交通省訓令第2号）の規定に基づき、保存期間10年と定められてお

り、平成19年度に保存期間が満了したことにより既に廃棄していることから、議事録は存在しないとのことであった。

- (4) 本件対象文書を確認したところ、議事録ではないものの、国土交通省内での特定地Aからの接続、及び特定地B・特定地Cから接続した場合の延長や整備に係る費用等を総合的に比較検討したもので、特定地Aに接続することの有効性について記載されている文書であるから、原処分において本件請求文書として特定したことは妥当であると考ええる。また、本件対象文書のほかに、本件請求文書に該当する文書を保有していないとする処分庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆す特段の事情も認められない。
- (5) 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。
- (6) 以上のことから、原処分において本件対象文書を特定したことは妥当であると考えられる。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書を特定し、その全部を開示した原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月19日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年7月20日 審議
- ⑤ 同年8月29日 審議
- ⑥ 同年10月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定して開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、特定地A接続を検討した議事録の開示を求めたものであり、ルート接続点を決めた議事録がないとは思えないと主張して、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、中央自動車道と中部横断自動車道との接続地を検討した際の検討資料である本件対象文書を特定したものであり、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に本件対象文書の特定の経緯について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、特定地Aの接続の有効性を記した議事録など書類全ての開示を求めるものであるが、中部横断自動車道の接続地をA町（現在のX市）と決めたのは、平成8年12月27日に開催された第30回国幹審を経て、平成9年2月5日に建設大臣（当時）が告示したことによるものである。国幹審の庶務等の業務は本省道路局が担当しており、議事録作成等は同局総務課が行い、関東地方整備局は関与していない。また、国土交通省道路局も平成19年度に保存期間が満了したことにより既に議事録を廃棄済みである。

イ 接続地をA町としたことについては、上記アのとおりであるが、平成25年1月30日から同年2月16日にかけて実施した地元説明会等で「なぜ中部横断自動車道は、特定地Aで分岐するのか？特定地Bや特定地Cで分岐しないのか？」との意見が住民から出されたため、特定河川国道事務所が第3回ワーキンググループにおける説明補足資料として本件対象文書を作成し、保有していたことから、これを本件請求文書に該当するものとして特定した。

ウ 本件対象文書は、国土交通省内での特定地Aからの接続及び特定地B・特定地Cから接続した場合の延長や整備に係る費用等を総合的に比較検討し、特定地Aに接続することの有効性について記載された文書であることから、審査請求人の主張する議事録ではないものの、本件対象文書としては妥当である。

エ 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、関東地方整備局において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、関東地方整備局において、本件対象文書の

外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

- 1 本件請求文書
特定地 A 接続の有効性を記した議事録など書類全て
- 2 本件対象文書
中央道分岐部検討資料